

社会福祉法人福井市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、別表に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、行政庁職員である役員には、報酬を支給しないものとする。

(旅費)

第4条 役員が、本会会長の命により理事会その他の会議への出席以外の職務で出張する場合は、本会職員旅費支給規程（平成10年4月1日施行）に定めるところにより、その費用を弁償する。ただし、本会以外から費用弁償を受ける場合には、費用を弁償しないか又は必要な調整を行う。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び旅費（以下「報酬等」という。）は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

役 職	報 酬 額	備 考
会 長	年額 50,000円	
副 会 長	年額 30,000円	
理事（会長、副会長及び専務理事を除く。）	日額 3,000円	理事が、その職務のため、理事会その他の会議に出席したとき
監事（ただし、公認会計士、税理士等専門知識を有する者に限る。）	年額 30,000円	
監事	日額 3,000円	監事が、監査を行ったとき又はその職務のため、理事会その他の会議に出席したとき